

居 宅 介 護 支 援 事 業 所

あんきな家

重要事項説明書

社会福祉法人 清和会

## 居宅介護支援サービス重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

|          |                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 事業者名     | 居宅介護支援事業所 あんきな家                                                 |
| 管理者氏名    | 杉本 浩子                                                           |
| 所在地      | 〒787-0336 高知県土佐清水市加久見 1464-279                                  |
| 指定番号     | 高知県 第 3970800151 号                                              |
| 連絡先      | 電話) 0880-82-0022<br>FAX) 0880-82-0148                           |
| 営業日      | 月曜日から土曜日まで (第 2、第 4 土曜日、国民の祝日及び12月 29 日から翌年 01 月 03 日までは除く)     |
| 営業時間     | (月曜日～金曜日)午前 8 時 30 分から午後 5 時<br>(土曜日) 午前 8 時 30 分から午後 12 時 30 分 |
| サービス提供地域 | 土佐清水市、大月町、宿毛市、四万十市                                              |

### 2. 事業所の職員体制

管理者(介護支援専門員) : 1名(兼務1名)

介護支援専門員 : 1 名以上

### 3. 事業の目的及び運営の方針

#### (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要介護者がその心身の状況やおかれている環境等に  
応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利  
用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確  
保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜  
の提供を行うことを目的とする。

#### (2) 運営の方針

利用者及びその家族の置かれている状況等を把握し、課題分析表を用いて生活全  
般におけるニーズや解決すべき課題等を明らかにすることで、利用者がその有する能  
力を発揮し、自立した日常生活を営むことができるように支援します

- ① 利用者が保険・医療・福祉サービスが適切に利用できるように、その心身の状況、置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行います。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定居宅介護支援の提供に努めるとともに、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ③ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)
- ④ 市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

#### 4、介護支援専門員による主なサービス内容

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を公平に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択をもとめます。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行います。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき説明の上利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。
- (3) 居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。
- (4) 利用者の状態に変化があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更に関する申請等、必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更等、必要な支援を行います。
- (5) 利用者が介護保険施設への入所または入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

## 5、料金

(1) 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の金額となります。サービス利用料についてはご利用者の負担はありません。

(全額保険給付)

|               |          |
|---------------|----------|
| 要介護 1 ・ 2     | 10,860 円 |
| 要介護 3 ・ 4 ・ 5 | 14,110 円 |

(2)

|                 |             |                                                                          |
|-----------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 初回加算            | 300単位       | ・新規に居宅サービス計画を作成する                                                        |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ)    | 200 単位(円)／月 | ・入院後、翌日又は翌々日に情報提供<br>(提供方法は問わない)                                         |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200 単位(円)／月 | 病院又は診療所の求めにより利用者の<br>居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要<br>に応じサービスの調整を行った場合に算<br>定するもの。 |

## 6、秘密の保持

- (1) 事業所は、業務上知り得たご利用者及びその家族に対する秘密及び個人情報について、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 「個人情報の使用に係る同意書」によりご利用者、ご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。

## 7、介護サービス記録のご利用者への開示

- (1) 当事業所は、一定期間ごとに居宅サービス計画（ケアプラン）に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し（モニタリング）、その結果を「ご利用者記録表」等の書面に記録します。
- (2) 事業所は、「居宅サービス計画」「ご利用者記録表」等の記録をご利用終了後5年間は適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

※白黒A4 1枚10円

## 8、業務継続計画の策定等

(1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講ずる。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 9、衛生管理等の措置について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来ものとする。）を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。

(3) 事業者において介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### 10、虐待の防止の為に措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 組織内の体制を整え、責任者を選定する

(4) 従業員に対し、虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。

(5) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等・高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 11、身体拘束防止の為に措置に関する事項

身体拘束の適正化 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し

ます。身体拘束等の適正化を図るため次の措置を講ずるよう努めます。

(1)事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催します。

(2)事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3)介護支援専門員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

(4)身体拘束等の適正化を講じるための担当者を設置する。

## 12、ハラスメント防止の為の措置に関する事項

事業所は職員及び介護現場におけるハラスメントを防止し職員に安全で尊厳ある労働環境を提供する事に努めます。ハラスメントの原因となり得る要因を十分に理解し発生時には迅速かつ公正な対応を行う為次の措置を講ずるよう努めます。

(1)事業所におけるハラスメント防止の為の対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催します。

(2)事業所におけるハラスメント防止の為の指針を整備する

(3)組織内の体制を整え、責任者を選定する

(4)従業員に対し、ハラスメント防止の為の研修を年1回以上実施する。

## 13、相談窓口、苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|         |          |                                                       |
|---------|----------|-------------------------------------------------------|
| 利用者相談窓口 | 電話番号     | 0880-82-0022                                          |
|         | FAX 番号   | 0880-82-0148                                          |
|         | 相談員(責任者) | 杉本 浩子                                                 |
|         | 対応時間     | (月曜日から金曜日)<br>午前8時30分から午後5時<br>(土曜日)<br>午前8時30分から午後5時 |

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

|                             |        |                                     |
|-----------------------------|--------|-------------------------------------|
| 土佐清水市役所<br>健康推進課            | 所在地    | 土佐清水市天神町 11-2                       |
|                             | 電話番号   | 0880-82-1111 0880-82-1254(直通)       |
|                             | FAX 番号 | 0880-82-5599                        |
|                             | 対応時間   | 午前 8 時 30 分～12 時<br>午後 1 時～5 時 15 分 |
| 高知県国民健康保<br>険団体連合会(国保<br>連) | 所在地    | 高知市丸ノ内 2-6-5                        |
|                             | 電話番号   | 088-820-8410<br>088-820-8411(直通)    |
|                             | FAX 番号 | 088-820-8413                        |
|                             | 対応時間   | 午前 9 時～12 時<br>午後 1 時～4 時           |

#### 14、事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行います。
- (3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。  
但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。